第11表

様式第一第五表から第九表までを削り、様式第一第十表を様式第一第五表に改め、様式第一第十一表を次のように改め、様式第一第十一表を様式第一第六表に改める。

インバランス等収支計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
地帯間購入電源費		地帯間販売電源料	
（インバランス対応取引費用）		（インバランス対応取引収益）	
（インバランスネッティング費用）		（インバランスネッティング収益）	
（広域運用調整電力量に係る費用）		（広域運用調整電力量に係る収益）	
他社購入電源費		他社販売電原料	
（インバランス対応取引費用）		（インバランス対応取引収益）	
（インバランスの買取りに係る費用）		（追加供給電力量に係る収益）	
（追加供給電力量に係る費用）		（追加供給力に係る収益）	
（追加供給力に係る費用）		託送収益	
社内取引費用		接続供給託送収益	
（インバランス対応相当額取引費用）		（インバランスの供給に係る収益）	
（インバランスの買取相当額取引費用）		（インバランスリスク料に係る収益）	
		（インバランス調整に係る収益）	
		社内取引収益	
		（インバランス対応相当額取引収益）	
		（インバランスの供給相当額取引収益）	
		（インバランスリスク料相当額取引収益）	
特別損失		特別利益	
（インバランス調整に係る費用）		（インバランス調整に係る収益）	
インバランス等取引利益（インバランス等取引損失）			

（記載注意）

1. 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
   （1） インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
   （2） 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
   （3） 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
   （4） インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）
   （5） インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
2. インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。